[事案 2023-225] 年金割増支払等請求

· 令和 6 年 4 月 19 日 裁定終了

<事案の概要>

設計書どおりの金額の年金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成4年8月に契約した個人年金保険について、以下の理由により、契約時の設計書どおりの金額の年金を支払ってほしい。加えて、保険料払込完了時から70歳までの特約保険料について、契約時の設計書どおりの金額としてほしい。

- (1)保険会社はリスクを一番理解しているはずであり、その中での説明であるから、説明どおりの支払いをするのが当然である。
- (2)60歳で退職し、その後、確定年金を受け取る想定での人生設計であるから、予定額と違う説明を受けても聞き入れることはできない。
- (3)保険料払込完了時から 70 歳までの特約保険料につき、契約時に分割払か一括払かと聞かれて一括払いを希望し、設計書にもそのように記載されている。そうであれば、設計書どおりの特約保険料となるのは当然である。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約は、附合契約であることから、普通保険約款、特約条項を内容として成立している。
- (2) 設計書の年金受取額は積立配当金を含んだものであるが、これは毎年一定額の発生が確定されているものではなく、その旨は設計書にも記載がある。市場環境の悪化により増額年金・増加年金を支払う原資を確保できなかった。
- (3)保険料払込期間満了後も特約の保障を希望する場合に前納する特約保険料について、設計書記載の金額は、契約成立当時の割引率をもとにした試算であったが、現在の割引率により計算した結果、特約保険料が増加した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の状況を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、設計書どおりの金額の年金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘 すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手 続を終了した。